

印刷物仕様書 2 (ポスター・チラシ・リーフレット・地図類)

担当部署	県土整備部 港湾・海岸課	担当者	脇田綾子	TEL	059-224-2690	
印刷物の名称	「三重の海岸」リーフレット				数量	1000 部
種別	ポスター・チラシ・ <u>リーフレット</u> ・ <u>地図</u> その他()					
仕上がりサイズ	(折り加工の有無に関係なく記載する)	(A) B 4判	(たて型)・よこ型	その他 (よこ	mm× たて	mm)
展開サイズ	(折り加工する場合はこちらも記載する)	(A) B 1判	(たて型)・よこ型	その他 (よこ	mm× たて	mm)
デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項	
レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項	
原稿	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿	
		種類・ファイル形式・規格等	数量	種類・規格等	数量	
	文字原稿	A4相当 (excel,PDF)	8 頁	(1ページあたりの字数×ページ数)	字	
	表原稿		点	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	
	表組原稿			A4 B5・A5 B6以下		
内訳	図版原稿	地図の原稿図A1相当(PDF)	1 点	点		
	写真原稿	カラー(写真jpg)	22 点	カラー A3~B4相当 A4~B5相当 A5~B6相当 A6相当以下	点	
				モノクロ A3~B4相当 A4~B5相当 A5~B6相当 A6相当以下		
	完全原稿					
	特記事項					

刷版	CIP版又はPS版(どちらでも可) ・ マスターペーパー ・ その他 ()													
印刷	オフセット ・ オンデマンド ・ その他 ()													
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成	印刷色		文字校正		色校正			用紙					
		色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量又は坪量				
	両面	表	4色	フルカラー	2回	1部	カラープリンター	2回	1部	コート紙	A全判	46.5 kg	g/m ²	
		裏	4色	フルカラー	2回	1部	カラープリンター	2回	1部					
	片面			色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
				色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²
			色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²	
特記事項	<p>「その他特記事項」欄に記載のとおり印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。 (→推奨)「古紙リサイクル適性ランクリスト」についてはAランクを満たすこと。</p>													
製本・加工	製本 二つ折り・巻三つ折り・巻四つ折り・ 経本四つ折り ・観音折り・DM折り・その他()													
納品	納品日	平成 29年 3月 17日(金) 15時 まで												
	納品場所	三重県庁 県土整備部 港湾・海岸課 分納：あり 場所： なし 送料： 含む ・含まない												
	電子媒体制作	不要 PDF HTML その他() 使用目的：												
	包装・梱包	不要 要 部単位 包装(クラフト紙) 梱包(ダンボール) その他()												
特記事項														
著作権等	<p>1 本契約に基づく成果物の著作権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。</p> <p>2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権者は成果物に係る著作人格権を、将来にわたって行使しないものとする。</p>													
暴力団等の排除	<p>1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。</p> <p>2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。</p>													
その他特記事項	<p>本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成28年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法.net http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html</p>													